

国営農地再編整備事業実施要領

平成7年4月1日付け7構改D第158号 制 定
令和7年4月1日付け6農振第2947号 最終改正
農村振興局長通知

- 第1 国営農地再編整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領によるものとする。
- 第2 本事業の実施により農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）において定められている農用地区域に非農用地区域を設定しようとする場合及び農用地区域以外の区域を受益地としようとする場合には、農振計画の変更を了してから本事業の土地改良事業計画を定めるものとする。
- 第3 事業地区を構成する団地
- 1 事業地区を構成する団地のうち、区画整理を主とする団地（一体的に換地を行う範囲を含む。）の最小規模は、農用地としての集団性を確保する観点から、原則として、おおむね20ヘクタール以上とする。ただし、次に掲げる地域において行う場合又は水田転換面積がおおむね10ヘクタール以上含まれる場合にあっては、10ヘクタール以上とする。
 - （1）振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）
 - （2）過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同報附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）
 - （3）特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）
 - （4）急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし、水田地帯を除く。）
 - （5）旧急傾斜地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域をいう。）
 - （6）野菜指定産地（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地をいう。）、地域野菜生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知）第3の2の（2）に基づき実施される高能率生産団地育成事業のうち地域野菜生産団地育成事業に係る地域をいう。）

- (7) 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域をいう。）
 - (8) 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）
 - (9) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）
- 2 事業地区を構成する団地のうち、開畑を主とする団地（一体的に換地を行う範囲を含む。）の最小規模は、原則として、おおむね10ヘクタール以上とする。ただし、次に掲げる地域において行う場合又は水田から畑への地目変換面積がおおむね5ヘクタール以上を含む場合にあっては、おおむね5ヘクタール以上とする。
- (1) 過疎地域
 - (2) 振興山村
 - (3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）
 - (4) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）
 - (5) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）
 - (6) 指定棚田地域

第4 要綱第4の1の「基幹事業」のうち、農地間における地目変換を除く開畑の面積は、基幹事業の受益面積の3割未満とする。

第5 要綱第4の2の(2)の②、要綱第4の3の(3)の①又は要綱第4の4の(3)の①の受益地のうち、基幹事業（要綱第4の2の(1)、要綱第4の3の(1)又は要綱第4の4の(1)に規定する基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について施行する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業（要綱第4の2の(1)、要綱第4の3の(1)又は要綱第4の4の(1)に規定する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業をいう。以下同じ。）は、要綱第10の2の基準によるものとする。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるもののいずれかに該当する場合は、要綱第10の2の基準にかかわらず、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。

なお、要綱第10の2の基準によらずに実施される農業用道路については、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものとし、その延長が1,000メートル未満であるものに限る。ただし、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものであって、次の(4)から(6)までの全ての要件を満たす場合は、その延長にかかわらず農業用道路の改良を可能とする。

(1) 次世代農業促進型

次に掲げるもののいずれかを満たすことが確実と見込まれる場合。ただし、農業用道路については、アを満たすことが確実と見込まれる場合に限る。

ア 団地における高収益作物の作付面積割合が10パーセントポイント以上増加すること。

イ 団地内で生産された作物に係る販売額が20パーセント以上増加すること

(2) 草地整備型

畜産クラスター計画（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付

要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）の第4に定められる畜産クラスター計画をいう。以下同じ。）に位置付けられる取組と一体的なつながりを有すると認められる場合。

（3）耕畜連携促進型

次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次に掲げるもののいずれかを満たすことが確実と見込まれる場合。ただし、農業用道路については、（ア）を満たすことが確実と見込まれる場合に限る。

（ア）団地における高収益作物の作付面積割合が10パーセントポイント以上増加すること。

（イ）団地内で生産された作物に係る販売額が20パーセント以上増加すること。

イ 畜産クラスター計画に位置付けられる取組と一体的なつながりを有すると認められる場合。

（4）事業実施に当たり工事用道路として改良を行う必要があること。

（5）本事業の受益地内の農業者の利用が過半を占める共同利用施設等と区画整理区域を接続すること。

（6）本事業の総事業費の10パーセントに相当する額の範囲内であること。

第6 市町村長又は都道府県知事（以下「知事」という。）は、要綱第4の1の（1）の②の参加・体験型農園の整備を行おうとする場合は、別記様式第1号により参加・体験型農園整備計画書を作成し、市町村長が作成する場合にあっては知事と調整の上、知事を経由して、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の本事業の施行申請に併せて、地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長。第9及び第14において同じ。）に提出するものとする。

第7 要綱第4の1の（3）の③の「利用権等設定率」とは、区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益地の面積に対する、当該受益地内の担い手等が事業完了時において所有権、賃借権等使用収益権に基づき農作業を行うこととなる農用地の面積の合計から、担い手等が事業の申請から10年前の時点において所有権、賃借権等の使用収益権に基づき農作業を行っていた農用地の面積の合計を減じたものの割合をいう。

第8 要綱第4の1の（3）の③の「利用集積率」とは、区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益地の面積に対する、当該受益地内の担い手等の事業完了時の経営等農用地の面積（農作業受託により農作業を行っている農用地については、基幹的農作業のうち2作業以上を担い手等が受託する農用地の面積）の割合をいう。

第9 要綱第4の1の（2）、要綱第4の3の（2）及び要綱第4の4の（2）の「中山間地域」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

（1）過疎地域

（2）振興山村

（3）離島

（4）半島振興対策実施地域

（5）特定農山村地域

（6）指定棚田地域

（7）（1）から（6）までに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域

第10 要綱第4の1の(3)の②の「地目変換又は非農用地区域の設定等」は、次に掲げる面積以上であることとする。

- (1) 田面積が既耕地面積の1/4以上1/2未満の場合は、既耕地面積×1/20以上
- (2) 田面積が既耕地面積の1/2以上の場合は、田面積×1/10以上

第11 非農用地区域の設定面積は、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域の面積の3割を超えないものとする。また、非農用地区域の設定に当たって、本事業で当該非農用地区域に対してできる工事は、周辺農用地の保全上必要な工事及び換地計画を円滑に実施するために必要な工事に限るものとする。

第12 要綱第4の2の(2)の①及び要綱第4の4の(3)の③の「農村振興局長が別に定めるもの」とは次のとおりとする。

- (1) 要綱第4の2の(2)の①及び要綱第4の4の(3)の③の次世代農業農村振興計画は、土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象として次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、要綱第4の4を適用する地区の次世代農業農村振興計画にあっては、耕畜連携の取組を位置づけること。

ア 事業実施区域の概要

イ 事業実施区域における農地の現況及び課題

ウ 生産基盤の整備の方針

エ 事業実施区域における営農計画の概要

オ スマート農業導入のために必要な整備の方針

カ 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度、取組内容等

キ 事業を核とした地域振興の取組

ク 計画の実現に向けた推進体制

ケ その他必要な事項

コ 次世代農業農村振興計画図

- (2) 次世代農業農村振興計画における目標年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
- (3) 次世代農業農村振興計画の策定に当たっては、都道府県、土地改良区、農業委員会、農業協同組合その他本事業と密接に関係を有する団体の意見を聞くものとする。
- (4) 市町村長は法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第2-1号により次世代農業農村振興計画を知事を経由して地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。なお、次世代農業農村振興計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。
- (5) 次世代農業農村振興計画は社会情勢の変化等を踏まえ、変更することができるものとする。変更する場合には、市町村長は別記様式第2-2号により知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

第13 要綱第4の2の(2)の③、要綱第4の3の(3)の②又は要綱第4の4の(3)の②の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。

- (1) 担い手農地利用集積計画は、事業実施区域を対象として、目標年度における

経営等農地（要綱第4の2の（2）の③、要綱第4の3の（3）の②又は要綱第4の4の（3）の②の経営等農地をいう。以下同じ。）の担い手（要綱第4の2の（2）の③、要綱第4の3の（3）の②又は要綱第4の4の（3）の②の担い手をいう。以下同じ。）への利用集積面積等を定めるものとする。

（2）担い手農地利用集積計画における目標年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。また、担い手農地利用集積計画は、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。変更する場合には、市町村長は別記様式第3－2号により知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

（3）市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の2の（2）の③、要綱第4の3の（3）の②、又は要綱第4の4の（3）の②の要件を満たそうとする場合には、施行申請と併せて、別記様式第3－1号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

第14 要綱第4の2の（2）の③の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

（1）農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「経営基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲、必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 事業完了後における経営等農地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

エ 第13により市町村が作成する担い手農地利用集積計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

（2）生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械及び施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、（１）のア及びイの要件を満たす者がいること。また、事業完了時において、基幹ほ場３作業（第17に規定する作業をいう。以下同じ。）についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が（１）のウに定める基準を超えていること。

（３）集落営農の場合

担い手農地利用集積計画の目標年度までに特定農業団体（経営基盤強化法第23条第４項の特定農業団体をいう。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織となることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

（ア）農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して５年を経過する日前であること。

（イ）当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

（ウ）当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得」という。）が定められており、かつ、その額が当該団体がオに規定する農地の利用の集積の目標を定める区域に係る市町村の経営基盤強化法第６条第１項に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）において、農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

（エ）当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して５年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の３分の２以上（当該団体が当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき・田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、２分の１以上の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

（４）法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

当該事業の完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

（５）地域計画（経営基盤強化法第19条第１項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（経営基盤強化法第19条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。）、基本構想に示す目標所得水準を達成している

農業者及び市町村が認める者をいう。) であること。
(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

第15 第14の「地域の実情を勘案」とは、事業実施区域に係る市町村の基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。

第16 要綱第4の2の(2)の③の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権、利用権(経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。)等の権利に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業又はそれに準ずる作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。

第17 第14の(2)のイの「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等においてこれに準じて取り扱う作業とする。

- (1) 耕起
- (2) 代かき
- (3) 田植え又は播種
- (4) 収穫

第18 要綱第4の3又は要綱第4の4を適用する地区について、市町村長は法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第8号により畜産クラスター計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。ただし、要綱第4の4を適用する地区の畜産クラスター計画にあっては、耕畜連携の取組を位置づけること。なお、畜産クラスター計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

第19 知事及び市町村長は、本事業に関連する各種施策について、その計画的な実施に努めるものとする。また、知事は、本事業の実施に当たり、国の事業計画部局及び実施部局と都道府県の土地改良事業の主務課、農業改良普及センター等営農指導機関、その他都道府県関係機関との連携体制の確立に努めるものとする。

第20 要綱第4の1の(1)要綱第4の2の(1)、要綱第4の3の(1)及び要綱第4の4の(1)に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 停電時にも農業用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用排水施設に直接供給できる機能を有するもの
- (2) 停電時にも発電電力を農業用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

第21 本事業と一体的に農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知別紙1第3の3の国営流域治水対策型を実施する場合は、地方農政局長等は、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において水田貯留機能向上の取組方針について検討し、その内容を反映した水田貯留機能向上計画(別記様式第11号)を策定し、農村振興局長へ報告するものとする。

第22 要綱第4の2又は要綱第4の4を適用する地区の達成状況報告等

- 1 地方農政局長等は、要綱第4の2又は要綱第4の4を適用する地区について、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。
 - (1) 事業施行後、事業完了年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (2) 当該地区に係る事業完了年度における事業実施の実績等を別記様式第5号により事業完了年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (3) 事業完了後、次世代農業農村振興計画の目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第4号より翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (4) 当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (5) 当該地区に係る次世代農業農村振興計画の目標年度における産地収益力の向上の達成状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
- 2 地方農政局長等は、1又は6の報告又は調査に当たっては、次世代農業農村振興計画の策定主体である関係市町村その他関係機関の協力を得て実施するものとする。
- 3 事業実施期間中、1の調査を行い、又は産地収益力の向上のために必要な調査又は試験を行うために必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。
- 4 3の「産地収益力の向上のために必要な調査又は試験」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 産地収益力の向上に必要な農産物の市場・流通に係る調査
 - (2) 産地収益力の向上に必要な農産物の導入に係る優良事例の収集
 - (3) 産地収益力の向上に必要な作物を栽培するための実証ほ場の設置及び運営
 - (4) 産地収益力の向上に必要な農産物の加工技術を習得するための講習会の実施
 - (5) 産地収益力の向上に必要な推進体制の整備及び調査
 - (6) その他産地収益力の向上に必要と認められる調査又は試験
- 5 1の結果、次世代農業農村振興計画における数値目標の達成状況が十分でないと認められる場合、地方農政局長等は、速やかに知事を経由して市町村長に当該調査の結果を通知し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 6 5により通知を受けた市町村長は、別記様式第6号により次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に次世代農業農村振興計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。
 - (1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第7号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (2) 改善計画における数値目標の達成状況が十分でないと認められる場合、地方農政局長等は、速やかに知事を経由して市町村長に当該調査の結果を通知し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 7 第22における目標年度は、次世代農業農村振興計画に定める目標年度及び6により改善計画が策定される場合は改善計画に記載される目標年度とする。なお、改善計画に記載する目標年度は改善計画策定年度の5年後までのいずれかの年度とすること。

第23 要綱第4の3を適用する地区の達成状況報告等

- 1 地方農政局長等は、要綱第4の3を適用する地区について、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。
 - (1) 事業施行後、事業完了年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (2) 当該地区に係る事業完了年度における事業実施の実績等を別記様式第5号により事業完了年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (3) 事業完了後、担い手農地利用集積計画の目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (4) 当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
- 2 地方農政局長等は1の報告又は調査に当たっては、担い手農地利用集積計画の策定主体である関係市町村その他関係機関の協力を得て実施するものとする。
- 3 1の結果、担い手農地利用集積計画における達成状況が十分でないと認められる場合、地方農政局長等は、速やかに知事を経由して市町村長に当該調査の結果を通知し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 4 3により通知を受けた市町村長は、別記様式第9号により担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に担い手農地利用集積計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。
 - (1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第10号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - (2) 改善計画における数値目標の達成状況が十分でないと認められる場合、地方農政局長等は、速やかに知事を経由して市町村長に当該調査の結果を通知し、改善措置を講じるように指導できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第14の(5)に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

参加・体験型農園整備計画書

1 名称及び位置

2 目的

注) 当該農園の設定による受益地全体に対する効果についても記すこと。

3 構想の概要

4 主要施設の整備及び管理運営計画の概要

施設名		整備計画		管理運営計画				備考
		面積	予定事業	利用内容	利用見込 人数	管理予定者	管理方法	
農用地								
	計							
付帯 施設 用地								
	計							

注) 利用見込者数の算出根拠、管理に係る組織図については別途添付のこと

5 図面

別記様式第 2－1 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 12 の（4）の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画

次世代農業農村振興計画

1 事業実施区域の概要

- ・地 区 名 :
- ・所 在 地 :
- ・受益面積 :
- ・事業工期 :

2 事業実施区域における農地の現況及び課題

(1) 農業の現況と課題

(2) 土地利用の現況と課題

(3) 市町村等の振興方針

3 生産基盤の整備の方針

(1) 生産基盤整備の方針

(2) 生産基盤整備の内容

工 種	形 状 ・ 規 格 等	数 量

(3) 創設する非農用地の内容

--

土地利用 区分	農地	非農地					
		道路・水路	市町村道	共同利用 施設	地域活性化 施設	宅地等	計
現況							
計画							

(4) 担い手農地利用集積計画

現況（○年度）			目標年度（○年度）			担い手農地利用 集積増加率 F-C
農地面積 A	担い手への利 用集積面積 B	担い手への利 用集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への利 用集積面積 E	担い手への利 用集積率 F=E/D	

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

イ. 農地面積は、現況にあつては事業施行時の地区の農地面積、計画にあつては受益地とする。

4 事業実施区域における営農計画の概要

(1) 土地利用型作物

--

(2) 高収益作物

--

注) 高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄用米を含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払い交付金及びⅣ第2の1（6）①の戦略作物助成の対象作物以外の作物とする。

(3) 作付面積及び生産額の現況及び目標年度における計画

作物	作付面積（ha）			生産額（千円）		
	現況	計画 （○年度）	増減率 （%）	現況	計画 （○年度）	増減率 （%）
計						

注) (1) 土地利用型作物、(2) 高収益作物の区別にかかわらず全ての作物について記載する。

(4) 高収益作物導入計画総括表

現況 (○年度)			目標年度 (○年度)			高収益作物の作付面積 の増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

5 スマート農業導入のために必要な整備の方針

(1) スマート農業に適した整備の方針

--

(2) 完了年度における整備計画

事業対象面積 (ha)	地区標準区画 (ha)	ターン農道整備 計画面積 (ha)	耕区間等移動通 路整備計画面積 (ha)	用排水路パイプ ライン整備計画 面積 (ha)	その他

注) ア. ターン農道整備計画面積はターン農道の整備を計画する区画の合計面積を記載する。

イ. 耕区間等移動通路整備計画面積は耕区間等移動通路等が整備され2以上の区画を農業機械が容易に隣接する耕区等へ移動可能となる場合、その移動可能となる区画の合計面積を記載する。

ウ. 用排水路パイプライン整備計画面積は管水路方式で整備される用水路及び排水路の受益となる区画の合計面積を記載する。

エ. その他必要に応じて、適宜、枠を追加すること。

(3) 導入を計画する省力化技術の概要

--

(4) 目標年度における導入計画

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha) (○年度)

6 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度、取組内容等

(1) 現況・課題及び収益力向上の方向性

(2) 取組内容及び当該取組により期待される効果

注) 地区の取組内容ごとに、具体的かつ簡潔に記載するとともに、当該取組により期待される効果を併せて記載する。

(3) 4に記載の営農計画との関連性

(4) 数値目標及び目標年度

(5) 販売額の現況及び目標年度における計画

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）	
現況 ア	計画（○年度） イ

注) ア. ②加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ. 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

②加工品や6次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額（千円）	
現況 ウ	計画（○年度） エ

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額（千円）	
現況 オ	計画（○年度） カ

④販売額向上率

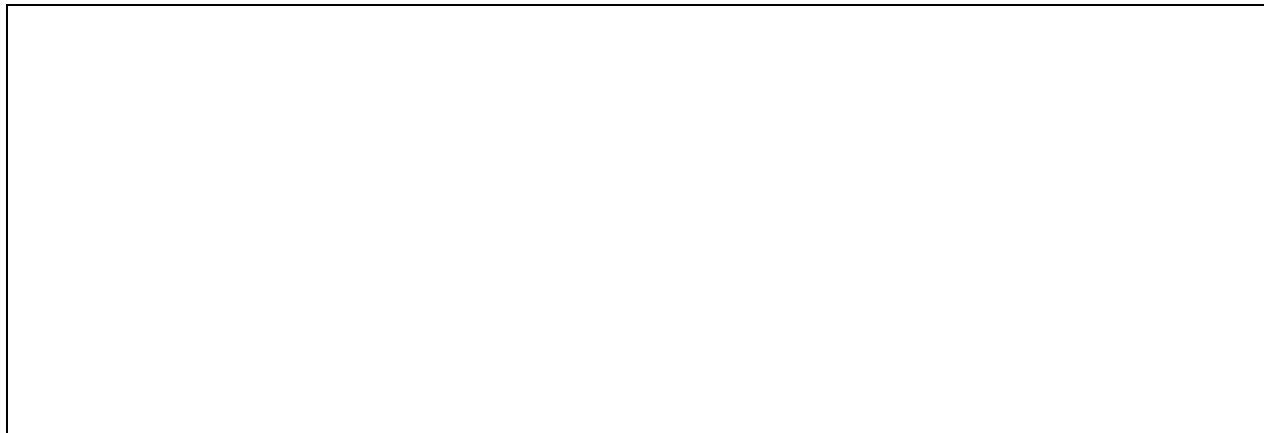
①作物生産額 （千円）		②加工品や 6次化商品販売額 （千円）		③その他販売額 （千円）		販売額向上率 （%） （イ＋エ＋カ） / （ア＋ウ＋オ）
現況 ア	計画 （○年度） イ	現況 ウ	計画 （○年度） エ	現況 オ	計画 （○年度） カ	

7 事業を核とした地域振興の取組

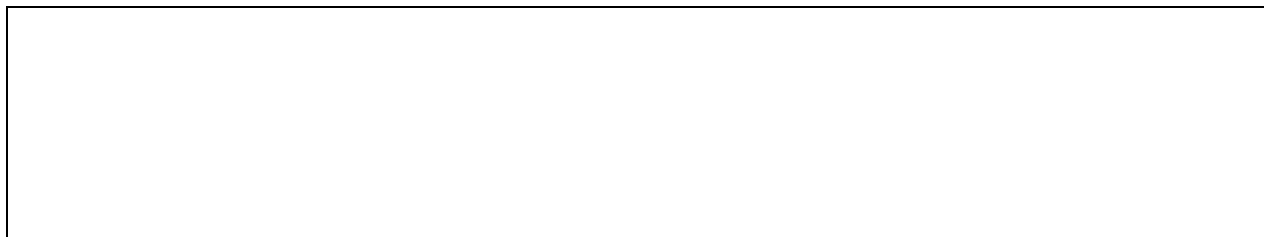
--

8 計画の実現に向けた推進体制

次世代農業農村振興計画の実現を図るための推進体制について、活動内容等を記載するとともに組織図を作成する。



9 その他必要な事項



10 次世代農業農村振興計画図 別添

(図面スケール：1/25,000又は1/50,000)

図面の作成に当たっては、地区の範囲、整備内容、スマート農業の導入を予定する区域等の位置を明示する。

別記様式第 2－2 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画 (変更) の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知) 第 12 の (5) の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画 (変更)

注) 以下様式は別記様式第 2－1 号に準ずるものとする。

別記様式第 3－1 号

番 号
年 月 日

（都道府県知事経由）

農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 13 の（3）の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画

担い手農地利用集積計画

地区

1 担い手農地利用集積計画総括表

(単位：ha、%)

現 況 (○年度)			目標年度 (○年度)			農地集積増 加率 F-C	担い手の経 営等農地面 積の平均
農地面積 A	担い手への利 用集積 面積B	担い手への利 用集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への利 用集積面積 E	担い手への利 用集積率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。
イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農地面積、計画にあっては受益地とする。
ウ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積の平均を記入する。

2 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積計画

(単位：ha、%)

区分	農地面積 (A)	うち担い 手所有面 積 (B)	う担い手への使用収益面積				うち基幹ほ 場3作業受 託による担 い手への利 用集積面積 (D)	担い手への 利用集積面 積 E=B+C+D	担い手への 利用集積率 E/A
			農業経営 基盤強化 促進法に よる賃借 権設定	農地第3 条による 賃借権設 定	その他	計 (C)			
現況 (a)									
目標年度 (b)									
増加率 b/a									

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。
イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農地面積、計画にあっては受益地とする。

(2) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の概要

①農業者

農業者名	年 齢	後継者の有無	認定農業者				経営等農地面積 (ha)																	
							現況 (○年度)								目標年度 (○年度)									
			認定状況	認定 (予定) 年月	経営類型	基準面積 (ha)	計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設定地		基幹ほ場3 作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設定地		基幹ほ場3 作業受託地	
										地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
計																								

注) ア. 認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。

イ. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。

ウ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。

エ. 目標年度の欄には、要領第14の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農地所有適格法人を除く。）に係わる面積等を記入する。

オ. 認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

②農地所有適格法人

農地所有 適格法人名	設立（予定）年 月	認定農業者				参加農家数		常時従業者数		経営等農地 面積 (ha)		うち基幹ほ場 3作業受託面積 (ha)		常時従事者1人 当たり経営等農 地面積 (ha)	
		認定 状況	認定 (予定) 年月	経営 類型	基準 面積 (ha)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)
計															

注) ア. 認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。

イ. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。

ウ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。

エ. 目標年度の欄には、要領第14の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農業者を除く。）に係わる面積等を記入する。

オ. 認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

(3) 生産組織の概要

生産組織名 (設立年月日) オペレーター名		年 齢	後継者の有無	認定農業者	経営等農地面積 (ha)																	
					現況 (○年度)								目標年度 (○年度)									
					認定予定年	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地		計	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地					
						計	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	計	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		
オペレーター																						
計																						

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。

イ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。

ウ. 目標年度時の欄には、要領第14の（2）に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

(4) 集落営農の概要

集落営農名	設立（予定） 年月	特定農業団体等と なった年月 （予定含む。）	参加農家数		経営等農地面積（ha）	
			現 況 （○年度）	目標年度 （○年度）	現 況 （○年度）	目標年度 （○年度）
計						

注）ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ．目標年度の欄には、要領第14の（３）に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

(5) 法人（農地所有適格法人を除く。）の概要

法人名	設立年月	認定農業者	常時従事者数		経営等農地面積（ha）	
		認定予定年月	現 況 （○年度）	目標年度 （○年度）	現 況 （○年度）	目標年度 （○年度）

注）ア．経営等農地面積とは、基幹ほ場３作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ．目標年度の欄には、要領第14の（４）に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者の概要
ア 担い手の基準

イ 担い手の概要

農業者名	年 齢	後継者の有無	経 営 等 農 地 面 積 (ha)																	
			現況（○年度）										目標年度（○年度）							
			計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等 設 定 地		基幹ほ場3 作業受託地	
						地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外		
計																				

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
ウ. 目標年度の欄には、要領第14の（5）の要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(7) 農地利用集積現況図及び計画図

(凡例等記入例)

(現況)

凡 例			
	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	ほ場形態
(色彩区分)	A1	経営拡大志向農家	未整備 (10a) ~ 標準区画 (30a)
	A2	〃	
	A3	〃	
	B1	個人営農農家	
	B2	(その他農家)	
	C	自家消費型農家	

(計画)

凡 例			
	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	ほ場形態
(色彩区分)	A1	経営拡大志向農家	標準区画 (30a) ~ 大区画 (50a, 1ha)
	A2	〃	
	A3	〃	
	P1	生産組織	
	P2	〃	標準区画 (30a)
	B1	個人営農農家	
	B2	(その他農家)	
	C	自家消費型農家	

別記様式第 3－2 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画 (変更) の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知) 第 13 の (2) の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画 (変更)

注) 以下様式は別記様式第 3－1 号に準ずるものとする。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第22の1の（1）、第22の1の（3）、第23の1の（1）又は第23の1の（3）の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

（要領第22の1の（1）又は第23の1の（1）の規定による報告の場合）

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	〇〇年度 事業費	〇〇年度 まで事業費	進捗率 (%)	〇〇年度の 主な工事内容	備考

（要領第22の1の（3）又は第23の1の（3）の規定による報告の場合）

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

2 担い手への農地利用の集積状況等

(1) 担い手への農地利用の集積状況

区 分	経営等農地面積 (ha)	増加率 (%)	備 考
現況 (○年度)			
目標年度 (○年度)			
○○年度まで			

注) 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第17に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。

(2) 担い手の状況

区 分	農業者	農地所有適格法人	生産組織	集落営農	法人（農地所有適格法人を除く。）	その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者
目標年度 (○年度)						
○○年度まで						

注) 目標年度及び○○年度まで欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手の数を記入する。

（要領第22の1の（1）又は第22の1の（3）の規定による報告の場合）

3 高収益作物の導入状況

現況 (○年度)			○○年度まで			高収益作物の作付面積の増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物作付面積 B	高収益作物作付面積割合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物作付面積 E	高収益作物作付面積割合 F=E/D	

別記様式第5号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（完了年度又は目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第22の1の（2）、第22の1の（4）、第22の1の（5）、第23の1の（2）又は第23の1の（4）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村 名及び土地 改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			完了年度又は目標年度 実績 (〇年度)			農地集積増 加率 F-C	担い手への 経営等農地 面積の平均
農地面積 A	担い手への 利用集積面 積 B	担い手への 利用集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への 利用集積面 積 E	担い手への 利用集積率 F=E/D		
					()	()	()

注) ア．現況欄及び完了年度又は目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。
イ．完了年度又は目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。
ウ．() には、目標年度における計画上の値を記入する。

(要領第22の1の(2)又は第22の1の(5)の規定による報告の場合)

3 高収益作物の導入状況

現況 (○年度)			完了年度又は目標年度 実績 (○年度)			高収益作物の作付面積 の増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

(要領第22の1の(2)又は第22の1の(5)の規定による報告の場合)

4 販売額の状況

(1) 作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額 (千円)		
現況 ①	計画 (○年度) ②	完了年度又は目標年度 実績 (○年度) ③

注) ア. (2) 加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ. 事業完了後の評価時点において複数の販売先 (JA、スーパー、直売所、インターネット等) がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

ウ. 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

(2) 加工品や6次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額 (千円)		
現況 ④	計画 (○年度) ⑤	完了年度又は目標年度 実績 (○年度) ⑥

(3) その他販売額

上記 (1) 及び (2) 以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額 (千円)		
現況 ⑦	計画 (○年度) ⑧	完了年度又は目標年度 実績 (○年度) ⑨

(4) 販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や6次化 商品販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%) $(③+⑥+⑨) / (①+④+⑦)$
現況 ①	完了年度又は 目標年度実績 (○年度) ③	現況 ④	完了年度又は 目標年度実績 (○年度) ⑥	現況 ⑦	完了年度又は 目標年度実績 (○年度) ⑨	

(要領第22の1の(2)又は第22の1の(5)の規定による報告の場合)

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	完了年度又は目標年度 (○年度) における取組状況

注) 次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

数値目標	完了年度又は目標年度 (○年度) における達成状況

注) 次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

6 スマート農業の導入状況

(要領第22の1の(2)の規定に基づく報告の場合)

(1) 完了年度の整備実績

事業対象面積 (ha)		地区標準区画 (ha)		ターン農道整備 面積 (ha)		耕区間等移動通 路整備面積 (ha)		用排水路パイプライン 整備面積 (ha)	
計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績

注) ア. ターン農道整備面積はターン農道を整備する区画の合計面積を記載する。

イ. 耕区間等移動通路整備面積は耕区間等移動通路等が整備され2以上の区画を農業機械が容易に隣接する耕区等へ移動可能となる場合、その移動可能となる区画の合計面積を記載する。

ウ. 用排水路パイプライン整備面積は管水路方式で整備される用水路及び排水路の受益となる区画の合計面積を記載する。

エ. 次世代農業農村振興計画におけるスマート農業の導入に適した整備計画ごとに記載することとし、適宜、枠を追加すること。

(要領第22の1の(2)又は第22の1の(5)の規定による報告の場合)

(2) 省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積(完了年度(○年度)) (ha)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第158号農林水産省農村振興局長通知) 第22の 6 の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

地区

1 次世代農業農村振興計画の達成状況及び原因と課題

数値目標（〇〇） の達成状況	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題		

注）次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

2 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 （目標年度）	〇〇年度
改善方策	

注）次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第22の6の（1）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村 名及び土地 改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 実績 (〇年度)			農地集積 増加率 F-C	担い手への 経営等農地 面積の平均
農地面積 A	担い手への 利用集積面 積 B	担い手への 利用集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への 利用集積面 積 E	担い手への 利用集積率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。
イ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。
ウ. 別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要のある項目に該当する場合に記載する。

3 高収益作物の導入状況

現況（○年度）			目標年度 実績（○年度）			高収益作物の作付面積 の増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物 作付面積 B	高収益作物 作付面積割 合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物 作付面積 E	高収益作物 作付面積割 合 F=E/D	

注）別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

4 販売額の状況

（1）作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）		
現況 ①	計画（○年度） ②	目標年度 実績（○年度） ③

注）ア．（2）加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ．事業完了後の評価時点において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

ウ．単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

（2）加工品や6次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ④	計画（○年度） ⑤	目標年度 実績（○年度） ⑥

（3）その他販売額

上記（1）及び（2）以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ⑦	計画（○年度） ⑧	目標年度 実績（○年度） ⑨

(4) 販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や6次化商品 販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%) $(③+⑥+⑨) / (①+④+⑦)$
現況 ①	目標年度実績 (○年度) ③	現況 ④	目標年度実績 (○年度) ⑥	現況 ⑦	目標年度実績 (○年度) ⑨	

注) 別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要のある項目に該当する場合に記載する。

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	目標年度(○年度) における取組状況

注) ア. 次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。
イ. 別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要のある項目に該当する場合に記載する。

数値目標	目標年度(○年度) における達成状況

注) ア. 次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。
イ. 別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要のある項目に該当する場合に記載する。

6 スマート農業の導入状況

(1) 省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積(目標年度 実績(○年度)) (ha)

注) 別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要のある項目に該当する場合に記載する。

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

畜産クラスター計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第18の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

畜産クラスター計画

別記様式第9号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第23の4の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

地区

1 担い手農地利用集積計画の達成状況及び原因と課題

担い手農地利用集積率 の達成状況	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び 課題		

2 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 (目標年度)	〇〇年度
改善方策	

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第23の4の（1）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村 名及び土地 改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 実績 (〇年度)			農地集積 増加率 F-C	担い手へ の経営等 農地面積 の平均
農地面積 A	担い手への 利用集積 面積 B	担い手への 利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手への 利用集積 面積 E	担い手への 利用集積率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。
イ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

●●地区における水田貯留機能向上計画

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第21に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。

記

- 1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）
- 2 水田貯留機能向上計画の内容
 - (1) 一体的に実施する地区名（事業名）

- (2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

取組の実施主体	地区面積 (ha)	目標面積 (ha) (令和〇年)